

記名押印の上、各自1通を保管する。 『契約締結日』 (甲) 東京都千代田区四番町5番地3 国立研究開発法人科学技術振興機構 分任研究契約担当者 (乙)	記名押印の上、各自1通を保管する。 『契約締結日』 (甲) 東京都千代田区四番町5番地3 国立研究開発法人科学技術振興機構 分任研究契約担当者 (乙)	記名押印の上、各自1通を保管する。 『契約締結日』 (甲) 東京都千代田区四番町5番地3 国立研究開発法人科学技術振興機構 分任研究契約担当者 (乙)	
--	--	--	--

別記2 読替規定	別記2 読替規定	別記2 読替規定																								
契約項目(1)に掲げる事業及び研究タイプにより、本契約における用語を以下のとおり読み替えるものとする。ただし、固有名詞中に用いられている部分は除く。	契約項目(1)に掲げる事業及び研究タイプにより、本契約における用語を以下のとおり読み替えるものとする。ただし、固有名詞中に用いられている部分は除く。	契約項目(1)に掲げる事業及び研究タイプにより、本契約における用語を以下のとおり読み替えるものとする。ただし、固有名詞中に用いられている部分は除く。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>研究タイプ</th> <th>読替内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戦略的創造研究推進事業</td> <td>ERATO</td> <td>「研究領域」を「研究プロジェクト」に 「研究代表者」を「研究総括」に</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ALCA-Next</td> <td>「研究領域」を「技術領域」に 「研究課題」を「研究開発課題」に 「研究項目」を「研究開発項目」に 「研究代表者」を「研究開発代表者」に 「研究計画書」を「研究開発計画書」に 「研究期間」を「研究開発期間」に</td> </tr> <tr> <td>社会技術研究開発事業</td> <td>社会技術研究開発</td> <td>「研究」を「研究開発及び研究開発成果の展開」に</td> </tr> </tbody> </table>	事業	研究タイプ	読替内容	戦略的創造研究推進事業	ERATO	「研究領域」を「研究プロジェクト」に 「研究代表者」を「研究総括」に		ALCA-Next	「研究領域」を「技術領域」に 「研究課題」を「研究開発課題」に 「研究項目」を「研究開発項目」に 「研究代表者」を「研究開発代表者」に 「研究計画書」を「研究開発計画書」に 「研究期間」を「研究開発期間」に	社会技術研究開発事業	社会技術研究開発	「研究」を「研究開発及び研究開発成果の展開」に	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>研究タイプ</th> <th>読替内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライフサイエンスデータベース統合推進事業</td> <td>全ての研究タイプ</td> <td>「研究」を「研究開発」に</td> </tr> </tbody> </table>	事業	研究タイプ	読替内容	ライフサイエンスデータベース統合推進事業	全ての研究タイプ	「研究」を「研究開発」に	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>研究タイプ</th> <th>読替内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライフサイエンスデータベース統合推進事業</td> <td>全ての研究タイプ</td> <td>「研究」を「研究開発」に</td> </tr> </tbody> </table>	事業	研究タイプ	読替内容	ライフサイエンスデータベース統合推進事業	全ての研究タイプ	「研究」を「研究開発」に
事業	研究タイプ	読替内容																								
戦略的創造研究推進事業	ERATO	「研究領域」を「研究プロジェクト」に 「研究代表者」を「研究総括」に																								
	ALCA-Next	「研究領域」を「技術領域」に 「研究課題」を「研究開発課題」に 「研究項目」を「研究開発項目」に 「研究代表者」を「研究開発代表者」に 「研究計画書」を「研究開発計画書」に 「研究期間」を「研究開発期間」に																								
社会技術研究開発事業	社会技術研究開発	「研究」を「研究開発及び研究開発成果の展開」に																								
事業	研究タイプ	読替内容																								
ライフサイエンスデータベース統合推進事業	全ての研究タイプ	「研究」を「研究開発」に																								
事業	研究タイプ	読替内容																								
ライフサイエンスデータベース統合推進事業	全ての研究タイプ	「研究」を「研究開発」に																								
「この頁、以下余白」	「この頁、以下余白」	「この頁、以下余白」																								

用年数経過前に当該取得物品等を買い受けることができるものとする。	用年数経過前に当該取得物品等を買い受けることができるものとする。	用年数経過前に当該取得物品等を買い受けることができるものとする。		
(再委託) 第8条 乙は、本研究の全部又は一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、乙は、甲が本研究の実施上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本研究の一部を再委託することができる。	(再委託) 第8条 乙は、本研究の全部又は一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、乙は、甲が本研究の実施上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本研究の一部を再委託することができる。	(再委託) 第8条 乙は、本研究の全部又は一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、乙は、甲が本研究の実施上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本研究の一部を再委託することができる。		
(秘密保持) 第9条 甲及び乙は、本研究の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報(以下「秘密情報」という。)について、これを第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、相手方の書面による事前の承諾を受けた場合を除く。 2 甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第1項及び第2項の規定は適用しない。 (1)開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報 (2)開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報 (3)開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報 (4)正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報 (5)相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報 (6)公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報 4 甲及び乙は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は関係する府省若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。ただし、開示する場合は、速やかに相手方へその内容を書面にて通知するものとする。 5 乙は、研究者等、その他本研究に関与する者が本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとし、その所属を離れた後も本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。 6 甲及び乙が、知的財産権の実施許諾を目的として秘密情報を公開前に第三者に開示する場合は、事前に相手方の書面による承諾を得ることを要し、当該第三者に対しては秘密保持義務を課すものとする。 7 本条の効力は研究期間終了後5年間存続するものとする。	(秘密保持) 第9条 甲及び乙は、本研究の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報(以下「秘密情報」という。)について、これを第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、相手方の書面による事前の承諾を受けた場合を除く。 2 甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第1項及び第2項の規定は適用しない。 (1)開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報 (2)開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報 (3)開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報 (4)正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報 (5)相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報 (6)公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報 4 甲及び乙は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は関係する府省若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。ただし、開示する場合は、速やかに相手方へその内容を書面にて通知するものとする。 5 乙は、研究者等、その他本研究に関与する者が本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとし、その所属を離れた後も本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。 6 甲及び乙が、知的財産権の実施許諾を目的として秘密情報を公開前に第三者に開示する場合は、事前に相手方の書面による承諾を得ることを要し、当該第三者に対しては秘密保持義務を課すものとする。 7 本条の効力は研究期間終了後5年間存続するものとする。	(秘密保持) 第9条 甲及び乙は、本研究の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報(以下「秘密情報」という。)について、これを第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、相手方の書面による事前の承諾を受けた場合を除く。 2 甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第1項及び第2項の規定は適用しない。 (1)開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報 (2)開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報 (3)開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報 (4)正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報 (5)相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報 (6)公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報 4 甲及び乙は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は関係する府省若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。ただし、開示する場合は、速やかに相手方へその内容を書面にて通知するものとする。 5 乙は、研究者等、その他本研究に関与する者が本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとし、その所属を離れた後も本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。 6 甲及び乙が、知的財産権の実施許諾を目的として秘密情報を公開前に第三者に開示する場合は、事前に相手方の書面による承諾を得ることを要し、当該第三者に対しては秘密保持義務を課すものとする。 7 本条の効力は研究期間終了後5年間存続するものとする。	(個人情報の取扱い) 第9条の2 乙は、本研究の実施にあたり取得した個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。)をいう。以下「当該個人情報」という。)については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 2 乙は、当該個人情報の取扱いについて、個人情報保護に関する法令及びガイドライン等を遵守しなければならない。なお、甲が当該個人情報に係る適切な管理のために乙に対して必要な事項について指示を行う場合、乙は、これに従うものとする。	(個人情報の取扱い) 第9条の2 乙は、本研究の実施にあたり取得した個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。)をいう。以下「当該個人情報」という。)については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 2 乙は、当該個人情報の取扱いについて、個人情報保護に関する法令及びガイドライン等を遵守しなければならない。なお、甲が当該個人情報に係る適切な管理のために乙に対して必要な事項について指示を行う場合、乙は、これに従うものとする。

ら第3項、第12条から第16条及び第18条から第20条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。	ら第3項、第12条から第16条及び第18条から第20条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。	ら第3項、第12条から第16条及び第18条から第20条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。	
(管轄及び準拠法) 第20条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、日本法を準拠法とする。	(管轄及び準拠法) 第20条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、日本法を準拠法とする。	(管轄及び準拠法) 第20条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、日本法を準拠法とする。	
(協議) 第21条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ解決するものとする。	(協議) 第21条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ解決するものとする。	(協議) 第21条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ解決するものとする。	
(発効日) 第22条 本契約は、締結日にかかわらず、《発効日》より効力を生じるものとする。	(発効日) 第22条 本契約は、締結日にかかわらず、《発効日》より効力を生じるものとする。	(発効日) 第22条 本契約は、締結日にかかわらず、《発効日》より効力を生じるものとする。	
「この頁、以下余白」	「この頁、以下余白」	「この頁、以下余白」	「この頁、以下余白」

(知的財産権の帰属)	(知的財産権の帰属)	(知的財産権の帰属)
<p>第2条 乙は、本契約の締結をもって、次の各号に規定する事項をいざれも遵守することを約するものとし、甲は、これを条件に研究成果に係る知的財産権(以下「本知的財産権」という。)を乙から譲り受けないものとする。</p> <p>(1)乙は、本知的財産権について、知財条項第3条から第5条の規定を遵守すること。</p> <p>(2)乙は、甲が産業技術力強化法第17条第3項に定める国の要請に基づき、公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で本知的財産権を利用する権利(第三者に対して本知的財産権に係る発明<u>等</u>の実施を許諾する権利を含む。以下同じ。)を甲に許諾すること。</p> <p>(3)乙は、本知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、本知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が産業技術力強化法第17条第3項に定める国の要請に基づき、本知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、本知的財産権を利用する権利を甲が指定する者に許諾すること。</p> <p>(4)乙は、第三者に本知的財産権の移転又は本知的財産権について専用実施権等の設定若しくはその移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、あらかじめ甲の承認を受けること。ただし、合併又は分割により移転する場合及び次のアからウに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>ア 乙が株式会社である場合で、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合(<u>ただし、その子会社又は親会社には外国会社(会社法第2条第2号に規定する外国会社をいう。)は含まれないものとする。</u>)</p> <p>イ 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第11条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合</p> <p>ウ 乙が技術研究組合である場合で、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合</p> <p>2 乙は、次の各号に掲げる場合において、甲が求めるときは、本知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。</p> <p>(1)乙が前項各号に規定する事項を遵守せず、かつ、遵守しないことについて正当な理由がないと甲が認める場合。</p> <p>(2)一般条項第12条第1項各号又は第17条第1項若しくは第2項各号に定める解除事由に該当した場合。</p> <p>(3)乙が本知的財産権を放棄しようとする場合。</p> <p>3 前項に基づき乙が本知的財産権を無償で甲に譲り渡す場合において、第三者が本知的財産権の共有持分権を有するときは、乙は、乙の共有持分権を甲に譲り渡すことについて、当該第三者の同意を得る、又は当該第三者の協力(移転登録手続に協力することを含むが、これに限られない。)を得る等、当該第三者に対し必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(知的財産権の出願等)</p> <p>第3条 乙は、本知的財産権の出願又は申請並びに放棄に関して、次の各</p>	<p>(知的財産権の出願等)</p> <p>第3条 乙は、本知的財産権の出願又は申請並びに放棄に関して、次の各</p>
(知的財産権の出願等)	(知的財産権の出願等)	(知的財産権の出願等)

表記の修正。趣旨に変更なし。

国費を投じて行われている研究開発の成果について、日本版バイ・ドール制度の適用状況をより適切に把握するため。

	者に、前項に規定する甲への許諾を承継させるものとする。	に、前項に規定する甲への許諾を承継せるものとする。	
(研究成果の公表) 第10条 甲及び乙は、研究成果を外部に公表することを確認する。ただし、当該公表が一般条項第9条に反する場合又は甲若しくは乙による研究成果の公表が甲若しくは乙の知的財産権取得等の業務に支障をきたすおそれがある場合は、協議して公表の可否を含めた対応を決定するものとする。 2 研究成果を外部に公表する場合、甲及び乙は、その公表が円滑に行われるよう合理的な範囲で協力するものとする。	(研究成果の公表) 第10条 甲及び乙は、研究成果を外部に公表することを確認する。ただし、当該公表が一般条項第9条に反する場合又は甲若しくは乙による研究成果の公表が甲若しくは乙の知的財産権取得等の業務に支障をきたすおそれがある場合は、協議して公表の可否を含めた対応を決定するものとする。 2 研究成果を外部に公表する場合、甲及び乙は、その公表が円滑に行われるよう合理的な範囲で協力するものとする。	(研究成果の公表) 第10条 甲及び乙は、研究成果を外部に公表することを確認する。ただし、当該公表が一般条項第9条に反する場合又は甲若しくは乙による研究成果の公表が甲若しくは乙の知的財産権取得等の業務に支障をきたすおそれがある場合は、協議して公表の可否を含めた対応を決定するものとする。 2 研究成果を外部に公表する場合、甲及び乙は、その公表が円滑に行われるよう合理的な範囲で協力するものとする。	
(研究成果の報告) 第11条 乙は、事務処理説明書等における甲の指示に従い、研究担当者が甲に対して研究成果の内容を報告するよう措置するものとする。 2 甲は、研究成果について、追跡調査、成果展開調査及び知的財産権の利用状況調査等を行うことができるものとし、乙は、当該調査等に必要な協力をを行うものとする。	(研究成果の報告) 第11条 乙は、事務処理説明書等における甲の指示に従い、研究担当者が甲に対して研究成果の内容を報告するよう措置するものとする。 2 甲は、研究成果について、追跡調査、成果展開調査及び知的財産権の利用状況調査等を行うことができるものとし、乙は、当該調査等に必要な協力をを行うものとする。	(研究成果の報告) 第11条 乙は、事務処理説明書等における甲の指示に従い、研究担当者が甲に対して研究成果の内容を報告するよう措置するものとする。 2 甲は、研究成果について、追跡調査、成果展開調査及び知的財産権の利用状況調査等を行うことができるものとし、乙は、当該調査等に必要な協力をを行うものとする。	
	(研究成果の寄託等) 第12条 乙は、契約期間内で研究成果が寄託可能となった時点及び契約期間の終了時に、甲へ研究成果を寄託もしくは提供する。甲は、甲が運営するデータベース等の公開サービスを介して、寄託もしくは提供された研究成果を公開する。	(研究成果の寄託等) 第12条 乙は、契約期間内で研究成果が寄託可能となった時点及び契約期間の終了時に、甲へ研究成果を寄託もしくは提供する。甲は、甲が運営するデータベース等の公開サービスを介して、寄託もしくは提供された研究成果を公開する。	
(存続条項) 第12条 知財条項第2条から第7条及び第9条から本条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。	(存続条項) 第13条 知財条項第2条から第7条及び第9条から本条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。	(存続条項) 第13条 知財条項第2条から第7条及び第9条から本条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。	
「この頁、以下余白」	「この頁、以下余白」	「この頁、以下余白」	「この頁、以下余白」

<p>よう措置するものとする。</p> <p>4 甲に所属する研究者等が乙の管理する施設において、乙に所属する研究者等と共同して本研究に従事する場合、乙は、甲に所属する研究者等に対して、指揮命令を行わない。ただし、乙の設備管理・安全衛生上及び乙における法令等の遵守のため必要とされる場合は、この限りではない。</p> <p>5 乙は、甲に所属する研究者等に対し、乙の施設等の利用等について、乙に所属する研究者等と同等の扱いをしなければならない。また、乙は、甲に所属する研究者等が本研究の実施及び乙の施設内での生活環境において不利益等を被らないよう措置する。</p> <p>6 甲は、甲に所属する研究者等が一般条項第9条に規定する秘密保持義務を負うよう措置するものとし、その所属を離れた後も同条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。</p> <p>7 甲は、乙が知財条項第2条から第7条に定める義務と同様の義務を履行することを条件に、甲に所属する研究者等が本研究の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権については、甲に所属する研究者等の同意が得られた場合、乙に承継させができるものとする。ただし、当該同意を得るための甲に所属する研究者等との協議並びに必要な措置は、乙自らが行うものとする。また、乙は、甲に所属する研究者等に不利益が生じないよう、当該同意における承継の対価等に関する条件については、乙に所属する研究者等と同等の扱いをするものとする。</p> <p>8 甲と乙の間で、甲に所属する研究者等を乙に出向させる取扱いを別途定める場合において、本契約と出向に係る取扱いとの間に矛盾が生じる場合には、出向に係る取扱いの定めが優先して適用されるものとする。</p>			
(複数年度契約における委託研究費の繰越) 第6条 契約項目において企業等と認められた乙は、契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合に限り、一般条項第10条第4項の規定にかかわらず、甲が別途定める書面を甲が定める期日までに提出することを条件に、当事業年度における委託研究費の未使用額のうち10万円を上限とする直接経費に相当する間接経費を加えた額を限度として、甲に返還することなく繰越して翌事業年度の委託研究費と合わせて使用することができるものとする。	(複数年度契約における委託研究費の繰越) 第4条 契約項目において企業等と認められた乙は、契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合に限り、一般条項第10条第4項の規定にかかわらず、甲が別途定める書面を甲が定める期日までに提出することを条件に、当事業年度における委託研究費の未使用額のうち10万円を上限とする直接経費に相当する間接経費を加えた額を限度として、甲に返還することなく繰越して翌事業年度の委託研究費と合わせて使用することができるものとする。	(複数年度契約における委託研究費の繰越) 第4条 契約項目において企業等と認められた乙は、契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合に限り、一般条項第10条第4項の規定にかかわらず、甲が別途定める書面を甲が定める期日までに提出することを条件に、当事業年度における委託研究費の未使用額のうち10万円を上限とする直接経費に相当する間接経費を加えた額を限度として、甲に返還することなく繰越して翌事業年度の委託研究費と合わせて使用することができるものとする。	
(存続条項) 第7条 特別条項第3条、第4条、第5条第7項及び本条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。	(存続条項) 第5条 特別条項第3条及び本条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。	(存続条項) 第5条 特別条項第3条及び本条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。	
「以下、余白」	「以下、余白」	「以下、余白」	